

岩手県公安委員会告示第4号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨届出があった。

平成26年2月21日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

指定講習機関の名称	講習を行う事務所の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
株式会社エステーモータースクール	STモータースクール	住所	岩手郡滝沢村滝沢字巣子169番地3	滝沢市巣子169番地3
		講習を行う事務所の所在地	岩手郡滝沢村滝沢字巣子169番地3	滝沢市巣子169番地3